

E(いい)くらし

(Eは、江戸川区 = E dogawaku の「E」と いい「E」暮らしの意味)

発行 江戸川区消費者センター

編集協力 江戸川区消費者団体連絡会

P1 メールニュースで「消費者生活情報」配信中 P2 令和3年度江戸川区消費者センター事業概要

P3 消費者教室「終活の基礎知識」終了レポート P4 消費者センターの相談窓口から

えどがわメールニュースで 「消費者生活情報」配信中

詐欺犯人や悪質業者からご家族を守る情報を配信しています

配信登録は、右記のQRコードより登録できます



【区民からの情報提供をもとに対応策等を提供しています】

えどがわメールニュースで情報提供した内容（令和2年4月～）

- 1 警視庁からの情報提供「あなたのご両親、祖父母にも不審な電話がかかっているかもしれません」
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた不審な電話やメール等が他府県で確認されています。
- 3 区役所を名乗り「保険料が減額される」という電話
- 4 区役所を名乗り「還付金がある」という電話
- 5 「訴状」と書かれていた通知が封書で届き、詳細が未記入の財産差し押さえ通知書や債権差押命令という通知が同封されていた。



また、えどがわメールニュースでは、「消費者生活情報」のほか、災害情報・気象警報などの「防災情報」、区内で起こった犯罪や不審者情報などの「防犯情報(不審火情報を含む)」、「認知症行方不明者情報」、熱中症・停電などの「その他の情報」を配信しています。受け取る情報は選択が可能ですので、皆様お気軽にご登録ください。

令和3年度江戸川区消費者センター事業概要

相談事業（消費者トラブル迷わず相談）

消費者相談（月曜～金曜日 午前9時～午後4時）
専門の相談員が、消費者と事業者との間のトラブルを解決
するお手伝いをします。 電話 03-5662-7637



啓発事業（知りたい・学びたい）

情報紙の発行 電話 03-5662-7635

・みまもり・ねっと...くすのきクラブ会員や熟年者の方を対象とした情報紙です。（年6回発行）

・Eくらし ... 一般区民を対象とした情報紙です。（年4回発行）

消費者教室

衣食住など身近なテーマで暮らしの質を高める講座を開催します。

講師派遣

区民10人以上が集まる勉強会などに講師を無料で派遣します。

リズム運動会場への出張啓発

消費者被害防止のため、リズム運動練習会場に出向き、最近の
相談事例などをご紹介します、詐欺被害防止を図っています。

被害防止DVDの貸出

悪質商法対処法、食と生活、カード犯罪など72作品を無料で貸し
出しています。



消費者センターの各種事業は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の下で行いますが、実
施内容は変更される場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

江戸川区消費生活展「くらしフェスタ 2021」

「手をつなごう消費者の輪」をテーマに
消費者団体が活動成果の発表の場と
して開催いたします。

日時 令和3年10月開催(予定)

会場 グリーンパレス (松島1-38-1)



消費者教室「終活の基礎知識」終了レポート

11月19日・24日の2日間、「生前のうちに知っておきたい、お葬式・お墓&エンディングノート」などをテーマに、消費者センター主催の消費者教室「終活の基礎知識」を開催しました。「終活を始めたいがどこから取りかかればよいか」について学習していただきました。

講義内容

- 1 葬儀トラブルにあわないために
- 2 葬儀費用について
- 3 お墓について
- 4 手作りエンディングノート 他



参加者の感想

- 1 お葬式、墓じまい、人生の大切な仕事、大いに役立たせていただきました。
- 2 たのしいエンディングノートの書き方を教えていただき、これからノートを作ろうと思いました。区民葬儀のことは初めて知ったので、参考にしたいと思いました。
- 3 今回のセミナーを期に、事前準備を始める事が大切であることを学んだ。早速エンディングノートに少しずつ自分の思いを残していきたいと思います。
- 4 どこから手を付けて良いかわからなかったところ、印刷物もあり説明もわかりやすく、これから考えるヒントが多くいただけ良かったです。
- 5 今時の家族葬やお墓事情、区民葬、エンディングノートのポイントがわかり良かった。
- 6 本日は貴重なお話ありがとうございました。考えるのは日常さけていたのですが、たくさんの資料とくわしいお話を伺えてありがたかったです。



意図せぬ手数料が!

クレジットカードの初期設定が「リボ払い」だった

【事例】

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細書を見て、手数料がとられており、支払い方法がリボ払いになっていたことに気付いた。



【アドバイス】

リボルビング払い(以下「リボ払い」という。)とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、支払いの状況が分かりにくい、支払いが長期化するなど注意も必要です。

クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からない点はカード会社に説明を求めましょう。

利用明細書などで定期的に支払残高、毎月の支払額を確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときには、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。困ったときは、消費者センターにご相談ください。



[参考 国民生活センター 子どもサポート情報より]

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637(直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

土曜・日曜日でお急ぎの方は、全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください

